

第 56 号

令和4年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 年間販売電力量 | 102,766,000kWh |
| (2) 主要な建設改良事業 | |
| イ 緑川発電所リニューアル事業 | 1,201,430千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		2,608,340千円
第1項 営業収益		2,581,320千円
第2項 営業外収益		27,020千円
支 出		
第1款 事業費		2,533,700千円
第1項 営業費用		2,394,103千円
第2項 営業外費用		99,597千円
第3項 予備費		40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,596,354千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額170,983千円、過年度分損益勘定留保資金925,371千円及び地域振興積立金500,000千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		1,656,554千円
第1項 他会計からの返還金		265,554千円
第2項 企業債		1,371,000千円
第3項 荒瀬ダム関連交付金等		20,000千円
支 出		
第1款 資本的支出		3,252,908千円
第1項 建設改良費		1,850,816千円
第2項 企業債償還金		586,538千円
第3項 他会計への繰出金		765,554千円
第4項 予備費		50,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 建設改良積立金のうち500,000千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電設備等 更新事業	1,371,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

512,905千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫